

## 新約聖書に登場する「金貨」「銀貨」「銅貨」

▶**金貨**：1回（マタイによる福音書10：9のみ）

▶**銀貨**：19回（参考：旧約5回→エズラ記3：7、エステル記3：9、11、4：7、箴言7：20／新約14回）

→**デナリオン**銀貨：ローマの銀貨、1デナリオン＝1ドラクメ（ギリシアの銀貨）＝一日の賃金に相当。銀貨の片面には、ローマ帝国の第2代皇帝ティベリウス・ユリウス・カエサル（在位：BC14～37）の像が刻まれていた。この銀貨はカエサルに納税するために用いられた。

→**ドラクメ**銀貨：ギリシアの銀貨、重さ約4.3g、デナリオンと等価

→**ムナ**銀貨：ギリシアの銀貨、1ムナ＝100ドラクメ＝100デナリオン

▶**銅貨**：（新約のみ、2回）

→**レプトン**銅貨：最少の銅貨、1レプトン＝1/128デナリオン

▶**目安**：農夫の日当：1日当たり1デナリオン、雄羊：8デナリオン、子羊：4デナリオン、子牛：20デナリオン、牛：100～200デナリオン、子ロバ：2～4デナリオン、ローマ兵士の年俸：225デナリオン、書記の給与：1週間12デナリオン

マタイによる福音書	10:09 帯の中に【金貨】も【銀貨】も【銅貨】も入れて行ってはならない。
	17:27 しかし、彼らをつまづかせないようにしよう。湖に行き釣りをしなさい。最初に釣れた魚を取って口を開けると、【銀貨】が一枚見つかるはずだ。それを取って、わたしとあなたの分として納めなさい。」
	22:19 税金に納めるお金を見せなさい。」彼らが <u>デナリオン</u> 【銀貨】を持って来ると、
	26:15 「あの男をあなたたちに引き渡せば、幾らくれますか」と言った。そこで、彼らは【銀貨】三十枚を支払うことにした。
	27:03 そのころ、イエスを裏切ったユダは、イエスに有罪の判決が下ったのを知って後悔し、【銀貨】三十枚を祭司長たちや長老たちに返そうとして、
	27:05 そこで、ユダは【銀貨】を神殿に投げ込んで立ち去り、首をつって死んだ。
	27:06 祭司長たちは【銀貨】を拾い上げて、「これは血の代金だから、神殿の収入にするわけにはいかない」と言い、
	27:09 こうして、預言者エレミヤを通して言われていたことが実現した。「彼らは【銀貨】三十枚を取った。それは、値踏みされた者、すなわち、イスラエルの子らが値踏みした者の価である。
マルコによる福音書	12:15 イエスは、彼らの下心を見抜いて言われた。「なぜ、わたしを試そうとするのか。 <u>デナリオン</u> 【銀貨】を持って来て見せなさい。」
ルカによる福音書	10:35 そして、翌日になると、 <u>デナリオン</u> 【銀貨】二枚を取り出し、宿屋の主人に渡して言った。『この人を介抱してください。費用がもっとかかったら、帰りがけに払います。』
	15:08 「あるいは、 <u>ドラクメ</u> 【銀貨】を十枚持っている女がいて、その一枚を無くしたとすれば、ともし火をつけ、家を掃き、見つけるまで念を入れて捜さないだろうか。
	15:09 そして、見つけたら、友達や近所の女たちを呼び集めて、『無くした【銀貨】を見つけましたから、一緒に喜んでください』と言うであろう。
	20:24 「 <u>デナリオン</u> 【銀貨】を見せなさい。そこには、だれの肖像と銘があるか。」彼らが「皇帝のものです」と言うと、
	21:02 そして、ある貧しいやもめが <u>レプトン</u> 【銅貨】二枚を入れるのを見て、
使徒言行録	19:19 また、魔術を行っていた多くの者も、その書物を持って来て、皆の前で焼き捨てた。その値段を見積もってみると、【銀貨】五万枚にもなった。

## 【参考】聖書に出てくる貨幣等

聖書に出てくる貨幣等（新約聖書時代はギリシアの貨幣制度がイスラエルでも用いられていた）

通貨名等	種類	国	比較	備考
アサリオン	青銅貨	ローマ帝国	1/16	1デナリオンの1/16、雀2羽（2.5羽）の料金 ※1
クアドランス	青銅貨	ローマ帝国	1/64	1デナリオンの1/64、公衆浴場1回の入浴料
シェケル銀貨	銀貨	ペルシア	1/4	銀貨で、重さ約5.6g（ダリク金貨（約8.4g）の1/20に相当）
スタテル	銀貨	ギリシア	4	新共同約（マタイ17:27）では「銀貨」（a four-drachma coin）と翻訳
タラントン	—	ギリシア	6000	6000ドラクメに相当、計算用の単位
デナリオン	銀貨	ローマ帝国	1	1ドラクメと等価、労働者の1日（12時間）の賃金に相当 ※2 銀貨の片面には、ローマ皇帝ティベリウスの肖像が刻まれていた
ドラクメ	銀貨	ギリシア	1	1デナリオンと等価、ギリシアの銀貨で重さ約4.3g
ムナ	銀貨	ギリシア	100	1ムナは100ドラクメ（ローマ通貨100デナリオン）に相当
レプトン	銅貨	ギリシア	1/128	最少の銅貨で、1デナリオンの1/128、クアドランスの半分 ※3
神殿税	税金	古代イスラエル	2	神殿税は、当時、一人半シェケル、これは労働者の2日分の平均的な賃金（2ドラクメ）に相当する→1シェケル=4ドラクメ ※4

※1：すずめは、2（2.5）羽で1アサリオン、5羽で2アサリオン  
二羽の雀がアサリオンで売られているのではないか。（マタイ 10：29）  
五羽の雀がアサリオンで売られているのではないか。（ルカ12：6）

【参考】子ロバ：2～4、小羊：4、雄羊：8、子牛：20、牛：100～200  
ローマ兵士の年俸：225、書記の給与：1週間12デナリオン

※2：主人は、一日につきデナリオンの約束で、労働者をぶどう園に送った。（マタイ20：2）

※3：ギリシア、ユダヤ通貨で最小の貨幣で、神殿の賽銭用に用いられた。  
当時、外国の貨幣は、神々の像と皇帝の像が対になっていて、偶像崇拜の侵犯にあたるため、捧げられなかった。  
ところが、一人の貧しいやもめが来て、レプトン銅貨二枚、すなわちクアドランスを入れた。（マルコ12：42）

※4：しかし、彼らをつまづかせないようにしよう。湖に行って釣りをしなさい。最初に釣れた魚を取って口を開けると、  
銀貨が一枚見つかるはずだ。それを取って、わたしとあなたの分として納めなさい。（マタイ 17:27）  
→銀貨=スタテル銀貨、英語版聖書では、「a four-drachma coin」と記している。  
イエスとペトロの2人分の神殿税（一人2ドラクメ）は4ドラクメなので、1スタテルは、4ドラクメに相当する。

### 【神殿税】

バビロン捕囚が終わり、BC515年の第二神殿の完成後から始まった、エルサレム神殿への神殿税（宮への納入金）は、女性や奴隷、そして異邦人を除き、20～50歳までの男子（ヨセフスのユダヤ古代誌）を対象に始まった。彼らは、一律、年2デナリオンの税金を納めた。ただし、祭司職は神殿税が免除されていた。

捕囚期以降も、多くのユダヤ人がディアスポラとして異国の地に住み、商いを行っていたが、彼等は宗教心が厚く、ユダヤ民族のアイデンティティの証として、膨大な額の神殿税を納めた。

ローマ帝国も、ユダヤ人ネットワークを利用していたので、ユダヤ人の宗教的な行為を保護し、神殿税についても容認していた。

神殿税は、ディアスポラの場合は都市ごとに徴収する者が集め、そして古代イスラエルでは徴税人が集めた。

毎年の12月、アダルの月に徴収が宣言され、ディアスポラの各地では同月15日に両替の机が置かれ（諸国の貨幣は皇帝の像や異教の神殿が刻まれていたので、偶像崇拜を避ける意味から、神殿で認められたティルス（現レバノン）の貨幣に両替しなければならなかった）、エルサレム神殿では同月25日に13の両替の机が置かれて両替が行われた。両替手数料は16.6%と高額で、手数料だけでも膨大であった。

両替の期間が終わると、徴税人が各地に出向いて納税すべき人々から徴収を行った。

滞納すると、差し押さえや追徴金の規定はあったが、実際は適用されなかった。